

資格停止措置について（平成21年10月20日）

【建設工事等入札参加資格者の資格停止措置について】

会社名	代表者名	所在地	資格停止期間	資格停止措置事由
エスエヌ環境 テクノロジー 株式会社	代表取締役 市原康則	大阪府大阪市住之江区 南港北 1-7-89	平成21年10月20日から 平成22年10月19日まで (12か月間)	贈賄 競争入札妨害又は談合
内 容	エスエヌ環境テクノロジー(株)の九州支店長らは、福岡県田川市の田川地区清掃施設組合が発注する施設整備工事の指名競争入札において、非公開である最低制限価格を元同県福智町議から聞き出し、その見返りに同町議に約200万円を渡したとして、贈賄の容疑で、平成21年7月27日に福岡県警に逮捕され、同事案について、同社の九州支店長が競争入札妨害の容疑で逮捕されたことによる。			

建設工事等入札参加資格者の資格停止措置について（平成21年8月21日）

【独占禁止法違反及び不正又は不誠実な行為による資格停止措置について】

会社名	代表者名	所在地	資格停止期間	資格停止措置事由
西松建設 株式会社	代表取締役社長 近藤晴貞	東京都港区虎ノ門 1 - 20 - 10	平成21年 8月21日から 平成21年12月20日まで ( 4ヶ月間)	(1)独占禁止法違反行為 (2)不正又は不誠実な行為による
内 容	<p>次の事実が認められたことによる。</p> <p>(1) 西松建設株式会社が、他の業者と共同して、遅くとも平成9年10月1日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第2条第6項に規程する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規程に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年7月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。同社が、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成21年5月29日請求が棄却され、その判決が確定したことによる。</p> <p>(2) 西松建設株式会社元代表取締役社長である國沢幹雄が、平成18年6月～7月の間、政治資金規正法に違反して他人名義でパーティー券を購入していたとされ、東京地検特捜部から有資格登録業者の代表役員が不正又は不誠実な行為をしたとして、平成21年6月26日に、政治資金規正法違反（他人名義でのパーティー券購入）罪で、起訴されたことによる。</p>			